

毎月最終日曜日市役所の一部を開庁

毎月最終日曜日の午前8時30分～午後5時の時間帯に市民課窓口でも、各種証明書の発行に加え、「さって市民カード」にかかる諸申請を受け付けています(戸籍や住民異動の届出は除く)ので、平日の昼間は仕事などで都合がつかないという人も、ぜひこの機会をご利用ください。

自動交付機を ご利用ください



▼自動交付機設置場所 ウェルス幸手1階

▼利用時間(メンテナンスなどによる臨時休止あり)
平日/午前8時30分～午後8時

土曜・日曜、祝日/午前10時～午後5時

※毎月第4火曜日は午後5時まで。

※年末年始は除く。

- 市では、自動交付機をウェルス幸手に設置し、「さって市民カード」および、それに登録された暗証番号により、簡単かつスピーディーに住民票や印鑑登録証明書、税証明などを発行するサービスを行っています。
- 土曜・日曜、祝日や平日の夜間にもご利用になれますので、ぜひご利用ください。
- ▼自動交付機で交付できる証明書
- ①印鑑登録証明書
 - ②住民票の写し(本人および同一世帯の人)
 - ③外国人登録原票記載事項証明書

④税証明

- ・所得証明書
- ・課税決定証明書
- ・住民税決定証明書
- ・納税証明書

※税証明は、今年度(前年分)と前年度(前々年分)が交付できます。

自動交付機のご利用は「さって市民カード」で

自動交付機を利用するには、暗証番号が登録された写真1の「さって市民カード」が必要です。

なお、印鑑登録をされた人を対象に、平成17年7月以前に配付していた写真2の「印鑑登録証」は、自動交付機では使用できませんので、自動交付機の利用を希望する人は「さって市民カード」との引換え(無料)をしていただきます。

※写真2の印鑑登録証は、市民課窓口で印鑑登録証明書を請求する場合に限り、今までどおりご使用になれますが、その利便性から「さって市民カード」との引換えをおすすめします。

引換手続きは 本人申請のみ

「印鑑登録証」を「さって市民カード」に引き換える場合は、本人が直接、市民課窓口にお越しください。ご家族であつても、本人以外は申請できませんので、ご了承ください。

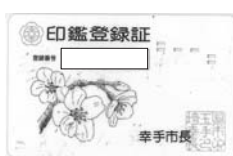
写真1



▲自動交付機を利用するには、さって市民カードが必要です。

引換えが必要です。

写真2



▼引換手続きに必要なもの

- ①写真2の印鑑登録証
- ②本人を証明できるもの(運転免許証やパスポート、住民基本台帳カードといった、官公署発行の免許証・身分証明書で、顔写真が貼付されているもの)

※②をお持ちでない場合は、「照会文書」を市役所から郵送し、後日その回答書と引き換えに「さって市民カード」を交付することになります。

※②をお持ちでない場合でも、幸手市に印鑑登録をしてある人に「保証人」となってもらうことで、申請日に「さって市民カード」を受け取ることができます。保証人の署名があり、かつその人の登録印が捺された所定の申請書を持参してください。

※照会文書または保証人の署名などによる引換え、いずれの場合も、保険証など本人確認ができるものを持参してください。

問合せ 市民課 ☎(43) 11

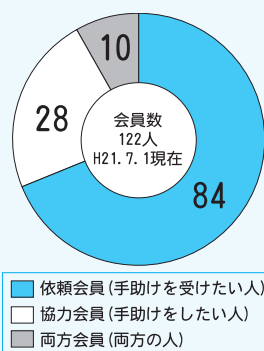
1 1 内線 1 2 3 ・ FAX (43) 6 4 7 3

(7)

土、日、祝日と年末年始	平日(月～金)	
	右記以外の時間	午前7時～午後7時
30分 450円	30分 450円	30分 350円

▼報酬(利用料金)

▼会員登録(会費は無料)
ウェルス幸手にあるセンターで受付けています。
詳しくは、電話または窓口で、お気軽にお問い合わせください。



▼会員の種類と人数

ファミリー・サポート・センターが始まって

1年がたちました

ファミリーサポートセンターって何？

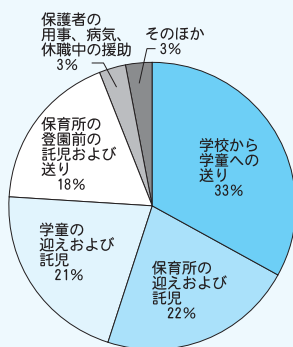
「子育て中の人」と「子育てを手助けできる人」が会員となり、信頼関係を築きながら、子供を預けたり、預かったり、会員相互の助け合いのもと、地域で子育てをサポートする組織です。

問合せ 幸手市ファミリー・サポート・センター

☎・FAX(42) 8461

▼サポート内容

- 保育施設の保育開始前や保育終了後の託児
- 保育施設への子どもの送迎
- 学校の放課後または学童保育終了後の託児
- 兄弟・家族の用事がある時の援助
- 保護者の外出時の援助
- 保護者の求職活動時の援助
- その他、会員の育児に必要な時の援助



サポートの内訳(H20.8～H21.7)

▼会員さんの声

依頼会員／上の子の通院時、下の子を預かってもらいました。安心して預けられることが判り、自分の用事がある時も利用しています。

協力会員／主人がいる休日に託児の援助をしました。お子さんは主人を気に入り、抱っこされて遊び、主人もつぎの援助を楽しみにするほどです。祖父と孫のような良い出会いができました。

両方会員／朝の託児と保育所への送りを援助しました。久しぶりの幼子来訪で緊張しましたが、我が家の末っ子は「お兄ちゃん」の疑似体験ができ、私も癒しをもらいました。

▼センターより

心豊かな協力会員のみなさんのお陰で、多様なニーズに応えられるようになってきました。地域でのお付き合いが希薄になりつつある今、「地域の支えの中で親も子も楽しく暮らせる事」が、子育て中のみなさんに実感されるような支援をつなげていければと思います。

人権それは愛

あなたの周りには、偏見や差別はありませんか？



▼映画「おくりびと」の1シーン

【再就職はしたものの、辞めるに辞められず、妻にも打ち明けられないまま続けていた納棺師という仕事であったが、その仕事に徐々に誇りと生き甲斐を見いだしていきます。

しかし、うわさを聞いた友人からは、「もっとまともな仕事に就け。」と言われ、また、仕事を知られた妻からは、「子どもがいじめられる。」「けがらわしい。」と、家を出て行かれてしまいます。その後、偶然にも身近な人の納棺をする夫の仕事を目の当たりにした妻は、その誠意を尽くす心のこもった仕事ぶりに、自分が間違っていたことに気づき、理解していきます。……】

あなたは、この映画の光景のような偏見や差別的なことを見たり聞いたり、また、外国人や障がい者・女性・高齢者などを偏見的な目で見てしまったことはありませんか。

何のいわれもない偏見や差別を受けた側では、ほんの些細なことでも大きな心の傷となってしまいます。

8月は「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」です。私たち一人ひとりが、人権についてもう一度考え、偏見や差別のない明るい社会にしたいものです。